平成26年度

第3回 第2期県立高校将来構想検討協議会

期 日 平成26年10月20日(月) 午後3時~午後5時

会 場 県庁4階 共用第2会議室

山口県教育委員会

日 程

- 1 開会行事
 - ○会長挨拶
- 2 協議
- (1) 県民意識調査 (アンケート) 結果について
- (2) 特色ある学校づくりについて
- 3 諸連絡
- 4 閉会行事

- 1 開会行事
- 〇 会長挨拶

2 協議

(1) 県民意識調査 (アンケート) 結果について

(2) 特色ある学校づくりについて

4 諸連絡

5 閉会行事

第2期県立高校将来構想検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県高校教育の将来構想の策定に当たり検討協議を行うため、「第2期県立高校 将来構想検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、将来構想の検討に当たり、概ね次の事項について協議する。
 - (1) 現行県立高校将来構想の検証に関すること
 - (2) 今後の県立高校の在り方に関すること
 - (3) 特色ある学校づくりの推進に関すること
 - (4) 学校・学科の再編整備の推進に関すること
 - (5) その他、高校教育等に関する重要事項

(委員の構成及び任期)

- 第3条 協議会の委員は16名程度とし、教育長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、協議会の設置期間とし、委員に欠員を生じた場合は、教育長が後任者 を委嘱する。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

- 第6条 協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員の中から会長が指名する。 (意見聴取)
- 第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に意見を聴くための会を開くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

第2期県立高校将来構想検討協議会委員

	氏	名	役 職 名 等						
会 長	古賀	和利	国立大学法人山口大学理事・副学長						
副会長	小野	英輔	サマンサジャパン株式会社代表取締役会長&CEO						
委 員	岩城	精二	山口県都市教育長会会長 山口市教育委員会教育長						
委 員	小川	二伸	山口県中学校長会会長 下関市立日新中学校長						
委 員	奥野	忠	山口県立山口農業高等学校長						
委 員	尾﨑	龍彦	山口県町教育長会会長 田布施町教育委員会教育長						
委 員	倉田	伸治	山口県公立高等学校長会副会長 山口県立柳井高等学校長						
委 員	品川	豊勝	山口県立萩商工高等学校長						
委 員	田中マキ子		公立大学法人山口県立大学大学院健康福祉学研究科科長						
委 員	常森	慶子	海水化学工業株式会社マネージメントセクション経営企画室室長						
委 員	寺本	隆宏	山口県公立高等学校PTA連合会会長 山口県立岩国高等学校PTA会長						
委 員	中礒	和子	山口県PTA連合会前副会長 山口県立高森高等学校PTA会長						
委 員	林	俊作	山口県PTA連合会会長 下関市日新中学校PTA会長						
委員	伴	浩一	山口県公立高等学校長会会長 山口県立山口高等学校長						
委員	山本	晃久	山口県小学校長会会長 山口市立大殿小学校長						
委 員	山本	伸雄	山口県農業協同組合中央会会長						

事務局

氏 名		役	職	名	等	
原田 尚	山口県教育	宁教育次長				
小西 哲也	IJ	教育次長				
廣川 晋	IJ	審議監				
嘉村 靖	IJ	教育政策課長	T C			
首藤 裕司	IJ	教職員課長				
清時 崇文	IJ	義務教育課長	T.			
栗林 正和	IJ	高校教育課長	Ť			
藤村 恭久	IJ	社会教育・文	工化財課長			
高原 透	IJ	人権教育課長				
御神本 実	IJ	学校安全・体	本育課長			